

統計委第 号
平成 30 年 月 日

総務大臣
野田聖子 殿

統計委員会委員長
西村清彦

平成 31 年度における統計行政の重要課題の推進のための 統計リソースの重点的な配分に関する建議

統計委員会は、統計改革を始めとする統計行政の重要課題を推進するため、「最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）に基づくとともに、今般の統計法改正によって当委員会に求められた機能の発揮の一環として、平成 31 年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する基本的な考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

総務大臣におかれては、各府省における概算要求の検討に資するため、本建議の内容を各府省に速やかに通知するとともに、本建議の内容を十分に踏まえて、「平成 31 年度各府省統計調査計画等審査」を行うよう要請する。

記

1 基本的な考え方

公的統計に関しては、各方面から、いわゆる業務統計を作成する原局の統計技術上の問題、集計等を行うための民間委託の問題、出来上がった統計の解釈上の問題など、様々な指摘が行われている。これらに対応し、公的統計に対する国民の信頼と協力を確保していくためには、各府省は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に定める基本理念にのっとり、公的統計を適切かつ合理的な方法により、中立性及び信頼性が確保されるように作成するとともに、その適切な利活用を図っていくことを改めて徹底する必要がある。

また、統計改革を引き続き着実に進めるためには、国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進、統計の利活用促進、統

計作成の効率化と報告者の負担軽減等の課題を着実に実行するとともに、それらを行う中で派生してきた課題に確実に対応していく必要がある。

このため、平成 31 年度においては、各府省は、これらに取り組んでいくために必要な統計リソース（予算・人員）を的確に確保することが重要である。

一方、このようなリソースの確保について国民の理解を得るためにには、公的統計の整備に関する基本的な計画等に定められた業務の効率化に関する既存の方針を引き続き推進するほか、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に盛り込まれた統計分野の業務の効率化の取組の徹底の一環として、ニーズの低下した統計調査の改廃、関連する統計調査や調査研究の一体的な実施、行政記録情報等の活用やオンライン回答率の向上、統計調査における報告者数や調査方法・周期等の見直し等を的確に行い、既存のリソースの再配分・最適配置を行う必要がある。特に、類似する統計調査や調査研究は、部局や府省の枠を超えて、効率化を推進することが重要である。

2. 公的統計の整備について

公的統計の整備については、上記 1. の基本的な考え方に基づき、公的統計の品質の向上と体系的な整備等を図るため、統計調査、統計に関連する事業及びそれに携わる体制を確保する上で必要な統計リソースを確保することとし、特に以下のようないくつかの取組について重点的に配分する必要がある。

なお、取組に当たっては、統計部門が比較的大きな府省においては、統計部門が小規模な府省や地方公共団体から職員を受け入れて育成するための人員の枠の確保を検討する必要がある。

(1) 公的統計の中立性及び信頼性の確保と適切な利活用の推進

- ・ 公的統計の結果精度確保のための審査等の業務プロセス管理の強化。
統計調査の民間委託を行う場合に品質の確保・向上に有効とされる総合評価落札方式及び複数年契約の推進。統計調査を職員調査から調査員調査へ切り替える場合における移行の円滑な推進
- ・ 公的統計の精度向上と適切な利活用を図るための統計幹事が中心となった府省内の人材確保・育成、政策立案部門における統計作成・利活用の支援。政策立案部門の職員も対象とした統計研修の企画・充実・開発（オンライン研修を活用した研修体系の見直し・整備を含む。）・実施。政府部内での育成では時間を要する専門分野等への外部人材の活用

- ・ 社会全体としての統計リテラシーを高めるための初等・中等教育段階からの統計教育の支援や教育コンテンツの提供。統計データ利活用講座の充実

(2) 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備

- ・ 経済構造実態調査の新規実施（産業横断的に把握するビジネスサークルの枠組みの創設）。経済センサス基礎調査の調査手法変更（事業所の改廃を順次把握するローリング調査、企業グループの活動を専任担当者が定期的に把握するプロファイリング活動の導入による事業所母集団データベースのカバレッジ拡大）。経済センサス活動調査の試験調査、法人企業統計調査・附帯調査（QE 1次速報のための一部項目早期調査）の実施。建設総合統計（建設工事出来高）の精度向上（建築着工統計（補正調査）の見直し、最新の工事進捗パターンの統計への早期反映）
- ・ QE推計、年次推計、基準年推計、各段階におけるGDP統計の加工・推計手法の改善（産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行に向けた取組を含む。）と基礎統計の改善。生産物分類の整備及び産業分類の見直し。シェアリング・エコノミーなど捕捉困難な経済活動、生産性分析の精緻化に資するサービスの価格や品質の計測改善のための調査研究
- ・ 障害者統計に係る試験調査の実施（内閣府、総務省及び厚生労働省が連携）

(3) 統計の利活用促進、統計作成の効率化と報告者の負担軽減

- ・ e-Statにおける統計データの提供の高度化、行政記録情報の項目検索機能の追加、ニーズに応じた町丁・大字境界データの提供。オンライン利用の推進と提供する調査票情報の受入・管理の適正化、データ形式の統一。調査票情報や匿名データの利活用促進のための調査研究
- ・ 調査票情報・行政記録情報・民間情報の官民・各府省横断的活用、統計調査の統合、事業所母集団データベースを活用したレジスター統計の作成、AI等の導入による公的統計の作成の効率化等のための調査研究

3. 地方公共団体への委託事業等について

地方公共団体への委託事業等に係る統計リソースの確保についても、上記1. の基本的な考え方を踏まえ、公的統計の品質の向上等を図るとともに、それに携わる体制を整備するため、所要の支援を確実に行う。その際、各地域に

おける統計調査を取り巻く環境に応じて委託事業等を確実かつ円滑に実施することができるよう、地方公共団体による以下のような取組について特に支援する必要がある。

また、国の統計職員を地方公共団体に派遣し、技術支援を行うとともに、当該職員に地方公共団体の実情を学ばせることも進める必要がある。

(1) 公的統計の中立性及び信頼性の確保（報告者の理解・協力の確保、悪化する調査環境の改善）と適切な利活用の推進

- ・ 統計調査に対する報告者の理解確保のための取組の推進。地域における報告者の協力意識の醸成に資するような地方公共団体による政府統計の加工・二次利用と地域への還元等の利活用の推進
- ・ 統計調査員に係る高齢化対応、実査支援、離職防止等の取組の実施。統計調査員向けコールセンターの設置・運営の共同化・効率化の検討
- ・ 調査環境の改善など統計行政を巡る各種課題の解決に先行的に着手する地方公共団体の優れた事業の推進（その効果については検証を行い、効果的なものは全国展開）
- ・ 地方公共団体の職員全般の統計リテラシーの向上

なお、地方公共団体への委託事業等のための統計リソースを有効活用するため、以下についても検討し、可能なものから実施していく必要がある。

(2) 公的統計の作成効率化等（統計調査に必要な物品等の効率的な活用）

- ・ 国の委託する各種統計調査及び関連事業において共通して使用することができる物品について、総務省が交付する事務委託費により購入し、各種統計調査及び関連事業で横断的に使用することによる委託費の効率的な執行について検討
- ・ 統計調査の現場において情報端末を活用することについて、その効率化効果、課題等を個別に把握し、効率化が見込まれる場合には積極的に導入するとともに、各種調査で横断的に使用することも検討

4. 本建議の周知、フォローアップ等

総務省におかれでは、本建議が統計リソースの重点的な配分に着実に反映されるよう以下のとおり要請する。

- ・ 各府省における概算要求の検討に資するため、本建議の内容を各府省に十分周知するとともに、要求後は、ヒアリング等を通じて統計リソースに関する各府省の要求状況を把握し、当委員会に報告すること
- ・ 「平成 31 年度各府省統計調査計画等審査」において、統計リソースに関する本建議の内容を的確に反映するとともに、概算要求前からこのような審査方針を各府省に丁寧に説明し、要求及び審査の円滑化を図ること
- ・ 平成 31 年度政府予算案が決定された後、速やかに各府省における統計リソースの確保と既存のリソースの再配分・最適配置の状況を把握し、その結果を当委員会に報告すること